

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柏原市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大阪府柏原市長

公表日

令和8年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法等の関連法に基づき、幼稚園、保育所及び認定こども園等を利用する場合の教育・保育給付認定、保育利用申込み受付及び利用調整、給付費の審査・支払、利用者負担額の算定、保育料及び副食費徴収を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 教育・保育給付認定に関する事務（申請、審査、認定証の交付・変更・取消・再交付等に関して各種情報の確認） ② 施設利用申請に関する事務（申込、利用調整、審査、承諾・不承諾、退所、取下げ等に関して各種情報の確認） ③ 利用者負担額に関する事務（決定、変更、徴収、減免等に関して各種情報の確認） ④ その他、子ども・子育て支援関係事務に係る事務
③システムの名称	1. 子ども・子育て支援システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第9の項及び第127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし（情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第17の項及び第155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉こども部こども施設課
②所属長の役職名	福祉こども部こども施設課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 福祉こども部こども施設課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 福祉こども部こども施設課
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、申請者からマイナンバーが得られない場合に行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを原則としている。また、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザー認証の管理を行っている。アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。アクセス権限の管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年6月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年6月9日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 94の項 ・別表第一の94の項に係る主務省令は未公布	・番号法第9条第1項 別表第一 94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第68条	事後	
平成29年6月9日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネット枠システム による情報連携 ②法令上の根拠	・番号法別表第二における情報提供の根拠 なし （子ども子育て支援に関する事務において情 報提供ネットワークシステムによる情報提供は 行わない） ・番号法別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条第7項、別表第二の116の項 ※別表第二の116の項に係る主務省令は未 公布	・番号法別表第二における情報提供の根拠 なし （子ども子育て支援に関する事務において情 報提供ネットワークシステムによる情報提供は 行わない） ・番号法別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条第7項、別表第二の116の項 行政手続における特定の個人を識別するため 番号の利用等に関する法律別表第二の主務省	事後	
平成29年6月9日	Ⅰ -5-②所属長	こども未来部 こども育成課長 小林 由幸	こども未来部 こども育成課長 篠宮 裕之	事後	
平成29年6月9日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年6月9日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年5月31日	Ⅰ -5-①部署	こども未来部こども育成課	健康福祉部こども育成課	事後	
平成30年5月31日	Ⅰ -5-②所属長	こども未来部 こども育成課長 篠宮 裕之	健康福祉部 こども育成課長 石橋 智成	事後	
平成30年5月31日	Ⅰ -7-請求先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 こども未来部こども育成課	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 健康福祉部こども育成課	事後	
平成30年5月31日	Ⅰ -8-連絡先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 こども未来部こども育成課	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 健康福祉部こども育成課	事後	
平成30年5月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年5月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年6月9日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報取扱い事務 ②事務の概要	支給認定者	教育・保育給付認定者	事後	
令和2年6月9日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月9日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月11日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月11日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年6月7日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネット枠システム による情報連携 ②法令上の根拠	・番号法別表第二における情報提供の根拠 なし （子ども子育て支援に関する事務において情 報提供ネットワークシステムによる情報提供は 行わない） ・番号法別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条第7項、別表第二の116の項 行政手続における特定の個人を識別するため 番号の利用等に関する法律別表第二の主務省	・番号法別表第二における情報提供の根拠 なし （子ども子育て支援に関する事務において情 報提供ネットワークシステムによる情報提供は 行わない） ・番号法別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条第8項、別表第二の116の項 行政手続における特定の個人を識別するため 番号の利用等に関する法律別表第二の主務省	事後	
令和4年6月7日	Ⅰ -5-①部署	健康福祉部こども育成課	福祉こども部こども施設課	事後	
令和4年6月7日	Ⅰ -5-②所属長	健康福祉部こども育成課長	福祉こども部こども施設課	事後	
令和4年6月7日	Ⅰ -7-請求先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 健康福祉部こども育成課	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 福祉こども部こども施設課	事後	
令和4年6月7日	Ⅰ -8-連絡先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 健康福祉部こども育成課	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 福祉こども部こども施設課	事後	
令和4年6月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月7日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月5日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月5日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年6月13日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年6月13日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年12月10日	評価書名	子ども・子育て支援新制度に関する事務 基礎項目評価書	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書	事後	評価書の統合に伴う修正
令和6年12月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	柏原市は、子ども・子育て支援新制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	柏原市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	評価書の統合に伴う修正
令和6年12月10日	I－1－①事務の名称	子ども・子育て支援新制度に関する事務	子ども・子育て支援に関する事務	事後	評価書の統合に伴う修正
令和6年12月10日	I－1－②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法等の関連法に基づき、幼稚園、保育所及び認定こども園等の申込み受付、選考、教育・保育給付認定者の管理等に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認	子ども・子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法等の関連法に基づき、幼稚園、保育所及び認定こども園等を利用する場合の教育・保育給付認定、保育利用申込み受付及び利用調整、給付費の審査・支払、利用者負担額の算定、保育料及び副食費徴収を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①教育・保育給付認定に関する事務(申請、審査、認定証の交付・変更・取消・再交付等)に関して各種情報の確認) ②施設利用申請に関する事務(申込、利用調整、審査、承諾・不承諾、退所、取下げ等)に関して各種情報の確認) ③利用者負担額に関する事務(決定、変更、徴収、減免等)に関して各種情報の確認) ④その他、子ども・子育て支援関係事務に係る事務	事後	評価書の統合に伴う修正
令和6年12月10日	I－2 特定個人情報ファイル名	受給者台帳ファイル	子ども・子育て情報ファイル	事後	評価書の統合に伴う修正
令和6年12月10日	I－3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条	・番号法第9条第1項別表第9の項及び第127の項	事後	「番号法」の一部改正(別表第一の廃止)に伴う修正
令和6年12月10日	1－4－②法令上の根拠	・番号法別表第二における情報提供の根拠なし。 (子ども子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) ・番号法別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条第8項、別表第二の116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条	【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第17の項及び第155の項	事後	「番号法」の一部改正(別表第一の廃止)に伴う修正
令和6年12月10日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	令和6年4月1日	令和6年10月1日	事後	
令和6年12月10日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	令和6年4月1日	令和6年10月1日	事後	
令和6年12月10日	Ⅳ 8人手を介在させる作業		人的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である] 判断の根拠 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、申請者からマイナンバーが得られない場合に行う住基ネット照会とは、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを原則としている。また、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	基礎項目評価書の新様式への移行に伴う修正
令和6年12月10日	Ⅳ 11最も優先度が高いとされる対策		最も優先度が高いと考えられる対策 [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] 当該対策は十分か【再掲】 [十分である] 判断の根拠 ユーザー認証の管理を行っている。アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。アクセス権限の管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	基礎項目評価書の新様式への移行に伴う修正
令和8年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	
令和8年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	